

反重判決ア勝利

奴の 記者会見

五月二三日、東京高等裁判所八二四号法廷において、動労千葉の「清算事業団公判」として、一審を経て控訴審へと持ち込まれた、雇用関係の確認を求めた訴訟の判決が言い渡された。

越山裁判長（野田裁判長代読）は「この請求を棄却する」と言う反動判決を言渡した。この判決は「国鉄改革法は、国鉄との雇用契約関係をJRに当然に継承されるものではない」と言う、一審の千葉地裁判決を指示するもので、全く許せない判決である。

この判決は、国鉄が分割・民営されて以来、JR側の見解として出されている「国鉄とJR各社の間に同一性はない」と言う立場が貫されているものである。この判決に対し、動労千葉弁護団の葉山弁護士は「判決ならざる二審とも一切の証人調べもせずに、国鉄改革法二三条を盾にこの判決を下した。これは極めて政治的である。設立委員会が、国鉄から名簿を預かり、その名簿から

採用する。」これに対し、佐藤昭夫早稲田大学教授の鑑定書によると「国鉄が作成した名簿、これ自体が不当労働行為である」としている。そして「これはこの闘いの

第二の出発点である」と位置づけている。

続いて内藤弁護士から「国鉄改革法二三条によってこの判決になつた。これは、国鉄・JR・JR東日本が結託しているに他ならない。これは、この事件について事実調べを一切していない事をみれば明らかである」とし「この判決によって、動労千葉が今後なにをやるかが問われている」とした。

次に鈴木弁護士から「所属組合によつて採用差別し、不当労働行為を隠蔽し、あらゆる権利を剥奪している。三権分立は、まやかしである」と弾劾した。更に判决文では、「新規採用については、採用の自由によつて採用している」とあるが「分割・民営化」は、「新規採用」と言えるのか。何故、車両、駅舎、線路、電気・施設関係、あらゆる設備は継承している



〔判決後 記者会見する動労千葉弁護団〕